

第139表 犯罪被害者等に対する初期支援実施状況(年次別)

(単位 人)

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
<b>総</b>	<b>数</b>	<b>2,944</b>	<b>3,127</b>	<b>3,167</b>	<b>3,397</b>	<b>3,115</b>
重大な交通事故事件	<b>総</b>	<b>1,266</b>	<b>1,401</b>	<b>1,593</b>	<b>1,568</b>	<b>1,469</b>
	ひき逃げ	704	746	775	820	760
	交通死亡事故	174	158	164	136	128
	3か月以上の重傷事故	306	405	557	556	506
	危険運転致死傷	47	80	67	48	50
	署長等指定事件	35	12	30	8	25
身 体 犯	<b>総</b>	<b>1,627</b>	<b>1,685</b>	<b>1,531</b>	<b>1,796</b>	<b>1,617</b>
	殺人	72	72	101	93	105
	強盗致死傷	121	126	113	117	112
	強盗・強制性交等 及び強盗・強制性交等致死	8	4	4	6	3
	強制性交等 (準強制性交等含む。)	185	192	239	332	332
	集団強姦	16	18	9	2	-
	強制わいせつ (準強制わいせつ含む。)	608	707	659	770	612
	強制わいせつ等致死傷	78	68	61	68	37
	略取・誘拐	9	18	11	24	18
	逮捕・監禁 (逮捕等致死傷含む。)	14	15	12	17	19
	傷害致死	5	6	5	7	9
	傷害(重傷)	506	456	315	360	370
その他	5	3	2	-	-	
<b>交通以外の署長等指定事件</b>		<b>51</b>	<b>41</b>	<b>43</b>	<b>33</b>	<b>29</b>

注1 初期支援とは、初期捜査等の一連の捜査活動等を通じて、原則として、対象事件の認知直後から被害者を帰宅させるまでの間において、被害者に付き添って被害者のために行う活動をいう。

2 対象事件とは、身体犯、重大な交通事故事件及び署長等指定事件(事件事故の規模等を勘案し、警察署長等が支援を必要と認めたもの)をいう。

3 刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、「集団強姦」は廃止された。

数値：企画課